

平成 31 年 4 月 19 日

各 位

五洋インテックス株式会社
管理部 IR 担当
電話 0568-76-1050

株主の皆様への重要なお知らせ（その一）

現在、当社に対して一部少数株主から当社代表取締役社長大脇功嗣の解任等を議案とする臨時株主総会の招集がされております。当社としては、今後、当社の経営状況等に関して、株主の皆様に対して、議決権行使のために適切な情報を提供していく所存です。以下は、情報開示の第 1 報として、平成 30 年 5 月 7 日付第三者委員会より調査報告を受けた不適切な会計処理の内容とその改善策及び今回の臨時株主総会の招集との関係を説明させていただきます。

1 第三者委員会報告書等に対する会社意見

当社は、平成 30 年 5 月 7 日付で、第三者委員会より調査報告書を受領し、複数の取引において不適切な会計処理が発生していた旨の指摘を受けました。この指摘を受け、有価証券報告書、四半期報告書及び決算短信等の訂正を実施し、さらには金融庁からの課徴金納付命令に応じて、600 万円の課徴金を納付いたしました。

不適切な会計処理の対象として妥当性が検討され、問題があるとされた取引は、①太陽光パネル販売関連取引、②エステ商材等の仕入・販売関連取引、③リフォーム関係取引、④焼肉店内装工事及び店内什器・家具の仕入・販売関連取引、⑤家電の仕入・販売関連取引及び⑥タブレット端末の仕入・販売関連取引（以下「本件各取引」といいます。）の 6 件です。これらの取引は会計学上、代理人取引であるため当社に利益が帰属しないので損益計算書から除外しなければならないものや、総額主義に基づき取引額全額を売上計上しているのに対し、純額主義の立場から手数料額に限定すべきとするものです。

いずれも当社の売上として計上できないにも拘わらず、経営内容をよく見せるために不適切な会計処理をしていたと指摘されたものです。しかし、これらの不適切な会計処理の手口は書類上の取引関与を利用する等初歩的なものであり、かつ取引額も少ないため金融庁は上記①及び⑥に限定して、600 万円の課徴金を納付するよう決定したにとどまっています。

すなわち、平成 27 年度の訂正は、売上高で 2 億 7 3 0 0 万円減、純資産で

2000万減にとどまり、平成28年度でも、売上高1億5200万円減、純資産で2400万減であり、平成29年度では売上高・純資産に影響を与えていません。

上記調査報告書において、当社は、第三者委員会より、本件各取引及び不適切な会計処理の原因として、当社のコンプライアンス遵守精神の欠如、不十分な権限分離体制、人員不足及び業務処理統制の不備を指摘され、対応する再発防止策を提示されました。

当社は、第三者委員会の指摘を真摯に受け止め、再発防止策を実践いたしました。再発防止策に関する当社の取り組みは、平成30年8月7日付IR（東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ）及び平成31年2月22日付IR（東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ）に掲載いたしました。当社の具体的な再発防止策を改善報告書により提出し、その実践状況を改善状況報告書において報告しております。

また、平成30年8月7日に公表した「改善報告書」にて説明しましたように、本件各取引はいずれも、当時当社の相談役であった田久保利幸氏より紹介を受け、実行に至ったものです。田久保氏は、当社が過去に実施した株式等の第三者割当てにおいて協力をいただいた経緯があり、田久保氏の紹介を断り切れなかった点にも本件不適切会計処理の原因があるものと考えております。そのため、第三者委員会の調査報告書を受け、当社は田久保氏が代表取締役を務める会社との業務委託契約を平成30年7月31日付で全て解除しました。この様に、当社と田久保氏本人との関係は完全に断絶しています。

2 元取締役候補者である中島氏との顧問契約締結

他方で当社は、平成31年3月から当社と協議を継続していた中島幹裕氏と、3月25日付で、顧問契約を締結いたしました。中島氏は、平成31年4月28日開催予定の臨時株主総会（以下「本件臨時総会」といいます。）を招集した少数株主（以下「本件少数株主」といいます。）が、当初、取締役候補者として名前を挙げていた人物です。

中島氏は、当社の事業執行体制の改善を真摯に考え、具体的な経営の改善案を立案しております。中島氏からの具体的な事業改善策の提案を受け、当社としても同氏の能力を評価し、顧問契約を締結した次第です。中島氏の詳細な経歴等は、平成30年11月26日付IR（株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ）に掲載されております。

当社は、本件少数株主が取締役候補者としていた中島氏を迎え、当社は室内装飾事業の経営強化及び本件臨時総会に対する対策を強化してまいります。

3 本件少数株主と田久保氏との関係

当社は、中島氏より「本件少数株主による役員解任及び役員選任提案について、田久保氏が積極的に関与している。」との情報を入手しました。中島氏から提出いただいたメール等の資料により、本件少数株主の代理人弁護士である戸田裕典氏、新取締役候補者である梅野拓実氏及び宮原雄一氏が、田久保氏とメールにより本件臨時総会に向けた情報共有を行っている事実を確認しております。

先に述べましたように、田久保氏は当社に本件各取引を紹介し、不適切な会計処理の原因を作出した人物であります。また、田久保氏は、自らのコントロールの及ぶ人物を顧問として当社に関係させるなどし、当社に関与することで利益を享受しておりました。

中島氏より情報を得たことにより田久保氏と本件少数株主との関係が明らかとなりましたが、田久保氏は、第三者委員会の調査報告を受け、当社との関係が絶たれたこと、その他にも田久保氏から持ち掛けられた医療関係事業の権利購入を当社が断ったことから、これを覆すために、本件臨時総会の開催を企図し、再度当社を自らの支配下に置こうとしております。

田久保氏が経営に関与することは、その手法がコンプライアンスをあまりに軽視するものであることから、当社の経営の不健全を招くのみならず、会社の存続にかかわる重要な問題です。

4 キュアリサーチについて

(1) 医療法人社団優城会とのかかわり

当社子会社の株式会社キュアリサーチ（以下「キュアリサーチ」といいます。）と「東京エバーグリーンクリニック」を運営する医療法人社団優城会（以下「優城会」といいます。）は、平成30年2月1日、検査委託契約及び業務委託契約を締結しました（以下「本件業務提携」といいます。）。そのため、キュアリサーチは、本件業務提携が長期間継続的に存続することを前提にしておりましたので、本件業務提携後も繰り返し優城会に対して融資等の支援を行ってまいりました。

しかしながら、優城会は、平成30年10月23日、キュアリサーチに対して、本件業務提携の更新拒絶の意思表示をしてきましたため、平成31年1月31日、本件業務提携は終了いたしました。

(2) 優城会と田久保氏とのかかわり

また、優城会の理事・監事は、田久保氏が選出した者らで固められており、優城会の運営に対する田久保氏の影響力は、極めて大きくなっておりました。当社としては、上記のように田久保氏とのかかわりを全て断絶させる必要がありました。そこで、当社は、現在、この優城会との取引を全て断つことを目指しております。

5 株主の皆様へのお願い

当社としましては、不適切な会計処理により、第三者委員会による調査を受け、金融庁からの課徴金納付命令を受けた事実を重く受け止めております。コンプライアンスを遵守し、室内装飾品の卸売販売事業を営む上場企業として、健全な経営を維持し、二度と同様の問題が発生し、株主の皆様にご迷惑をおかけするようなことがないように、再発防止策として掲げた事項を実践するとともに、経営改善に向けた取り組みに努めてまいります。本件少数株主による提案が可決され、経営陣が変更される場合、田久保氏が再び経営に関与することは必至です。中島氏が本件少数株主側との関係を断ち、当社に協力を申し入れたのも、中島氏が田久保氏と当社との関係が復活することを危惧したためです。

当社は、代表取締役大脇功嗣のもと、中島氏の協力を得たうえで、事業改善に向けて体制を整えてまいります。

株主の皆様におかれましては、上記の状況を踏まえ、当社のために、適切な議決権行使をしていただきたいと思いますと考えております。何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上